

# 自動車競売の申立書類等一覧

問合せ先・申立書類提出先  
 高知地方裁判所民事部不動産執行係  
 〒780-8558 高知市丸ノ内1丁目3番5号  
 TEL088-822-0395 (裁判所2階③窓口)

令和6年10月1日

対象	自動車登録ファイルに登録を受けた自動車 <small>※軽自動車、二輪小型自動車、未登録自動車などは、動産執行の対象となります。</small>		
管轄	登録された「使用の本拠の位置」：高知県下全域 <small>※支部管轄事件も本庁に集約しています。</small>		
申立手数料	4000円 (収入印紙)	強制競売 担保自動車競売	×債務名義数 ×担保権の数
郵便切手	必要ありません。ただし、郵送による申立ての場合は、下記の予納金を納めるための保管金提出書を送付するので、110円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。		
予納金	自動車1台につき、原則10万円 <small>※事件の進行により不足が生じた場合は、随時追納をお願いします。</small>		
登録免許税	必要ありません。		
必要書類	① 申立書 (申立書1枚目とア～ウ目録の各葉を契印または下部に丁数を付したもの。) <input type="checkbox"/> 1部 ア 当事者目録 イ 請求債権目録 (強制競売の場合) ウ 担保権・被担保債権・請求債権目録 (担保自動車競売の場合) } <small>イのみ</small> <input type="checkbox"/> 写し1部 エ 自動車目録 ② 資格証明書・住民票 (マイナンバーの記載がないもの) <input type="checkbox"/> 各1部 当事者が法人の場合：商業登記事項証明書 (申立債権者は代表者事項証明書でも可) 当事者が個人の場合：住民票または戸籍の附票 <small>※申立債権者については、申立日からさかのぼって3か月以内に発行されたもの                  債務者・所有者については、申立日からさかのぼって1か月以内に発行されたもの                  ※債務名義または自動車登録事項等証明書の住所や氏名・名称が現在のものと異なる場合は、つながりを確認できるものが必要です。(例：閉鎖商業登記簿謄本、さかのぼった住民票除票・戸籍の附票)                  ※申立債権者が個人の場合は、債務名義または自動車登録事項等証明書の住所や氏名が現在のものと変わりがなければ、住民票は不要です。</small> ③ 自動車登録事項等証明書 <input type="checkbox"/> 1部 <input type="checkbox"/> 写し2部 <small>※申立日からさかのぼって1か月以内に発行されたもの                  ※強制競売の場合、自動車登録事項等証明書の所有者名義人と債務者が一致している必要があります。所有者名義人がディーラー名等の場合は差し押さえることができません。</small> ④ (申立書に記載がない場合) 特別売却に関する意見書 <input type="checkbox"/> 1部 ⑤ 自動車競売事件の進行に関する照会回答書 <input type="checkbox"/> 2部 ⑥ (強制競売の場合) 執行力ある債務名義正本・同送達証明書 <input type="checkbox"/> 各1部 ⑦ (申立て前の自動車引渡命令の申立て及びその執行により、執行官が自動車を保管中の場合) 執行調書謄本 <input type="checkbox"/> 1部 <small>※執行官が引渡しを受けてから10日以内に本執行申立てをしてください。申立日が記載された受理証明書 (交付手数料：収入印紙150円) を、執行官に提出する必要があります。</small> ⑧ (代理人許可申請をする場合) 代理許可申立書 <small>※代理人の使用印鑑届の記載があるもの</small> <input type="checkbox"/> 1部 添付書類：委任状・職員証明書 手数料：収入印紙500円		
①～⑤ 事件共通			
その他	① 上記書類の取寄せ先 ②資格証明書：法務局、②住民票・戸籍の附票等：各市区町村役場、③：運輸支局 ② 上記⑦の手続きをとられていない方は、開始決定が出ましたら、速やかに、同決定の記載内容に基づき自動車引渡執行申立手続きを行ってください。開始決定から1か月以内に自動車を取上げできないときは、手続きが取り消されます。 <small>※申立先：車の所在地を管轄する地方裁判所の執行官室                  予め、車がどこにあるのか調査をしておいていただく必要があります。                  ※この申立てに必要な書類、予納金額等については、管轄の地方裁判所執行官室にお問い合わせください。                  高知地方裁判所執行官室 TEL088-822-0410 (裁判所2階④窓口)</small>		

### 自動車競売事件の進行に関する照会回答書

高知地方裁判所民事部不動産執行係

本件の円滑な進行を図るため、下記の照会事項にご回答のうえ、申立時に、本照会回答書を2部提出されるようにご協力をお願いします。

なお、申立前の自動車引渡命令に基づき執行官によって既に自動車に取り上げられている場合は、下記2及び3の記入は不要です。

#### 1 債務者・所有者について

- (1) 個人の場合は、住民票住所地での居住実態/法人の場合は、本店所在地での営業実態  
債務者につき、 あり なし⇒(2)へ 不明  
所有者につき、 あり なし⇒(2)へ 不明
- (2) 現在の居住地等の把握  
あり⇒(場所等 )  
なし⇒(調査の経過等 )
- (3) 電話番号 債務者 ( - - )  
所有者 ( - - )

#### 2 自動車について

車種 車体色

#### 3 自動車の所在地及び占有者について

- (1) 所在地調査の有無 あり(令和 年 月 日頃実施) なし
- (2) 所在地の状況  
住居地( 戸建て 共同住宅)敷地内  
店舗・事務所・営業所の敷地内  
駐車場⇒区画番号 \_\_\_\_\_ 不定 その他( )  
空地  
その他( )
- (3) (2)所在地に駐車されている主な時間帯、使用状況等
- (4) 第三者の占有の可能性  
なし  
あり⇒誰か?( )  
所有者との関係は?( )

#### 3 その他

- (1) 買受希望者の有無 あり なし 探している  
(2) 無剰余回避の予定 あり なし 検討中

その他事件の円滑な進行に有益な資料や情報があれば、具体的に記載のうえ、ご提供ください。

令和 年 月 日  
債権者の担当者氏名 TEL ( - - )